

# 告示

## 埼玉県告示第千五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成三十年九月二十八日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
東町眼科	所沢市東町一二―一二 田中ビル一階	平成三十年七月三十一日
医療法人 田中医院	大里郡寄居町赤浜二一五七	平成三十年七月三十一日
吉田歯科医院	上尾市柏座三―五―一〇 山久ビル二F	平成三十年八月二十一日
久喜歯科	久喜市久喜東一―一―一	平成三十年四月三十日
大和薬局 戸田店	戸田市新曾二四九二―三	平成三十年五月三十一日
ひばり薬局	新座市栗原五―一―三四	平成三十年八月九日
柳原薬局	所沢市星の宮一―三―一	平成三十年七月三十一日

二 指定施術機関

井上 旬平	氏名		
	住所		
マツサージ院	名称	施 術 所	所在地
ハートフル鍼灸			
堀八―一四―二三	さいたま市桜区西		
十一日	平成三十年八月三十一日	廃止年月日	